

実務経験は、原則、法人による証明が必要です。実務経験の証明者は、実務を行った会社によって、以下のように定めていますので、参考としてください。

■実務経験の証明者について

①建築実務を行った所属先が「建築士事務所」の場合

建築実務を行った建築士事務所の開設者、管理建築士又は所属建築士のいずれかを証明者とする。

【注意】

※建築士事務所で行った実務であるにもかかわらず、②の法人代表者による証明の場合は、再提出をお願いすることもあります。

※建築士事務所の登録番号及び証明者の建築士登録番号は必ず記入して提出してください(証明者が開設者で建築士資格を有していない場合は、建築士登録番号の記入は不要。)

※建築士事務所に所属する者が施工管理業務を行った場合も、「建築士事務所による証明」とすることは可能です。

②建築実務を行った所属先が「建築士事務所以外の法人」の場合

建築実務を行った法人の代表者(代表権を持つ役員(代表取締役、理事長 等))を証明者とする。

【注意】

※建築士事務所である法人の場合は、①によってください。

※支社長・支店長は、証明者として認められません。

③建築実務を行った所属先が「行政・独立行政法人」の場合

建築実務を行った部署の所属長を証明者とする。

【注意】

※所属長について、本庁の場合は部長・課長、出先機関の場合はその長など、通常証明者となっている適切な権限を有する者として下さい。

※異動などにより、申請時点で申請する実務を行った部署とは別の部署に所属している場合、証明者は「申請する実務を行った部署の現時点の所属長」としてください。

④建築実務を行った所属先が「教育機関」の場合

学長(校長)または学部長・研究科長を証明者とする。